

# 茨木市総合計画

## 基本構想 (案)

# 目 次

はじめに .....	1
第1章 総合計画策定の趣旨 .....	1
1. 総合計画策定の背景 .....	1
2. 総合計画の目的 .....	1
第2章 総合計画の構成 .....	2
第3章 茨木市の歩みと地域特性 .....	2
1. 茨木市の歩み .....	2
(1) 古代における先進性 .....	2
(2) 街道筋の拠点 .....	2
(3) 本格的都市への脱皮 .....	3
(4) 今日の茨木 .....	3
2. 地域特性 .....	4
(1) 立地環境と自然特性 .....	4
(2) 人口動態と経済活動 .....	4
(3) 着実な政策展開 .....	4
基本構想 .....	6
第1章 本市を取り巻く社会潮流と時代の要請 .....	6
(1) 少子高齢化と人口減少社会 .....	6
(2) 地方分権の進展 .....	6
(3) 広域連携の取り組み .....	6
(4) グローバル化と個性ある地域の発展 .....	6
(5) 情報ネットワーク社会の時代 .....	7
(6) 環境意識の高まりと環境都市づくり .....	7
(7) 価値観の多様化と生活の質が求められる時代 .....	7
(8) 市民と行政の協働のまちづくり .....	8
第2章 基本構想づくりにおける基本的な視点 .....	9
1. 市民福祉の増進を根底に .....	9
2. 都市化社会から都市型社会への移行を読み取る .....	9
3. 持続可能な都市を目指して .....	9
4. 協働と連携のまちづくり .....	9
5. 自律の都市づくり・まちづくり .....	10
第3章 基本構想の基調と都市像 .....	11
1. 基調 .....	11

2. 都市像.....	11
(1) ころすこやか「福祉充実都市」.....	11
(2) くらしやすらか「安心実感都市」.....	11
(3) 未来はぐくむ「環境実践都市」.....	12
(4) 活力あふれる「生活躍動都市」.....	12
(5) 個性かがやく「文化創造都市」.....	12
第4章 基本構想のフレーム.....	14
1. 総合計画の目標年次.....	14
2. 将来人口.....	14
3. 都市を支える骨格と土地利用.....	16
(1) 交流を支え、地域を結ぶ都市骨格.....	16
(2) 生活躍動の場を整える土地利用.....	20
(3) 地域ごとのまちづくり戦略.....	21
第5章 施策の大綱.....	26
1. ころすこやか「福祉充実都市」の実現.....	26
(1) とともに支え合う地域社会の形成.....	26
(2) 健康づくりの推進.....	26
(3) すべての人が活躍できる人権尊重社会の形成.....	26
2. くらしやすらか「安心実感都市」の実現.....	27
(1) 災害に強いまちづくり.....	27
(2) 暮らしを守る安全の確保.....	27
3. 未来はぐくむ「環境実践都市」の実現.....	28
(1) 環境負荷低減のまちづくり.....	28
(2) 良好な環境の保全と創造.....	28
4. 活力あふれる「生活躍動都市」の実現.....	29
(1) 活力のある産業振興のまちづくり.....	29
(2) 地域特性を活かした農林業振興.....	29
(3) 快適な生活・住環境の確保.....	30
5. 個性かがやく「文化創造都市」の実現.....	31
(1) 生涯を通じた生きがい活動の推進.....	31
(2) 豊かな心を育む教育の推進.....	31
(3) 交流と自律のまちづくり.....	32
第6章 構想の実現に向けて.....	33
1. 市民参加の仕組みづくり.....	33
2. 自律的で効率的な行財政のシステムづくり.....	33
3. 広域行政の推進.....	33

## はじめに

### 第1章 総合計画策定の趣旨

#### 1. 総合計画策定の背景

本市においては、昭和46年策定の「茨木市総合計画」にはじまり、昭和59年策定の「茨木市総合計画 21世紀をめざす都市づくり」、そして平成17年を目標年次とする「茨木市総合計画（第3次）」（平成6年策定）に基づいて、これまで総合的かつ計画的な行財政運営を推進してきました。

目標年次を迎えるにあたって、改めて総合計画策定の背景と理由を整理すると、次のように要約できます。

- ・ 平成17年が目標年次である現行の総合計画（第3次）の後に続くまちづくりの基本指針が必要となる。
- ・ 人口の減少と少子高齢化、人材交流や経済活動における国際化、情報ネットワーク化など、社会の仕組みと価値観が変化する中で、新たな視点に立った対応が求められている。
- ・ 国から地方へ事務権限等を移譲する地方分権の進展に伴い、地方自治体において自己決定権と自己責任の拡大を踏まえた個性あるまちづくりへの取り組みが求められている。

本総合計画は、このような状況と現行計画の成果、課題を踏まえ、新たな時代に対応する総合的なまちづくり計画として策定するものです。

#### 2. 総合計画の目的

総合計画は、すべての行政施策の指針となるもので、市全体のまちづくりや地域社会づくりに対する市民の高い認識と強い連帯感を基盤とし、市、市民、事業者が一体となって進める総合的・計画的なまちづくりの基本となるものです。

本総合計画では、策定の背景を受けて、現状の把握と本市の課題を明らかにした上で、目指すべきまちの姿を描き、これを実現するための施策の方向を示します。

## 第2章 総合計画の構成

本総合計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成します。

「基本構想」は、本市の将来像とその具体化のための基本方向を明確にします。

「基本計画」は、基本構想の理念に基づき、基本施策の方向と体系を示します。

この基本計画に基づき実施する施策及び事業については、別に計画を作成し、その実現を図ります。

なお、本総合計画の達成状況と社会経済情勢の変化に合わせ、必要に応じて内容の見直しを行います。

## 第3章 茨木市の歩みと地域特性

### 1. 茨木市の歩み

#### (1) 古代における先進性

本市は、早くから開けた地域であり、弥生時代には東奈良遺跡に見られる大規模な集落が存在していました。この遺跡からは銅鐸の鋳型が発掘され、その鋳型で鋳造された銅鐸が香川県などから発見されています。それは、この地域に銅鐸鋳造の生産集落が存在しており、当時の先端技術を備えた生産と流通の中心地があったことを物語っています。

古墳時代に入ってから先進的な地位は変わることなく、丘陵部に宿久庄紫金山古墳、安威將軍山古墳などの前期古墳が築かれ、古墳時代の中・後期には、前方後円墳や群集墳など多種多様な古墳が築造されるなど、この地域に先進性と大きな力が存在していたことを今に伝えています。

安威<sup>あゐ</sup>の阿武山古墳は、冠や玉枕などの副葬品から、藤原鎌足の墓ではないかとの説があります。この他にも古代豪族が居住していたことが知られており、郡<sup>こおり</sup>にはかつての島下郡の政庁である郡衙<sup>くんが</sup>があったとされています。

#### (2) 街道筋の拠点

本地域は、東国と西国、京と大阪の中間に位置することから、政治・経済・文化の流れ道として、中世の戦乱期においても時代の影響を最も敏感に受けた地域でありました。近世には、かつて地域の政治的拠点であった茨木城が廃城となり、酒造業や商家が営まれる在郷町として周辺農村の物資集散地の役割を果たすようになりました。また、参勤交代などの必要性から西国街道が整備され、郡山宿本陣（椿の本陣）が置かれました。

このような町場や交通などの発達と充実に加えて、小西篤好や畑中権内などの篤農家による技術改良や土地改良が進められたことから、広範な生産力の向上と分業・流通が

進展し、新しい時代への準備が行われました。

### ( 3 ) 本格的都市への脱皮

明治になって鉄道が開通し、工場の立地が進みました。これまでの田園地帯はその景色を変え、徐々に都市的な姿へと変貌していきました。本地域は大きく郊外住宅地としての役割を担っていくこととなり、昭和 23 年に人口約 3 万 4 千人、市域面積 20.55km<sup>2</sup> を持つ茨木市が誕生しました。

昭和 3 0 年代には、隣接 8 か村の合併によって市域の拡大がもたらされたほか、幹線道路の整備や企業の工場誘致、大学・高校などの進出により北大阪地域における交通、産業の要衝としての位置を占めるようになりました。

都市化は、市財政を圧迫し、財政再建団体の指定を受ける危機を乗り越えながらも、人口の急増に対応した下水道網の拡大や教育施設の整備など文化都市への変貌が図られました。

### ( 4 ) 今日の茨木

本市では、これまで都市化が進行する中で得た教訓をバネに早くから行財政改革に取り組む一方、都市としての機能性は飛躍的に高まり、平成 1 3 年には広範囲の行政権限を持つ特例市に発展しました。

今日では、既成市街地においては、これまでの都市化社会の段階から進んだ都市型社会としてのまちづくりを、丘陵部においては新しい居住の場の創造とライフサイエンス分野における国際的な研究開発拠点の形成を目指したまちづくりを進めています。

## 2. 地域特性

### (1) 立地環境と自然特性

本市は、淀川の北、大阪府の北部に位置し、丹波高原の一部をなす老の坂山地の麓にあります。東西 10.07 km、南北 17.05 km の東西に短く、南北に長い地形をしており、およそ北半分は、老の坂山地、南半分は大阪平野の一部をなす三島平野にあります。

市域南部では市街化が進む一方、北部では山林、農地等の利用が主となっていますが、農地の割合は近年減少傾向にあり住宅地などの市街地に転換される傾向が続いています。

多くの広域幹線軸が交差する交通の要衝にある本市は、北大阪地域の中核都市として独自性を持った活動を展開し、発展してきました。今後においても、大都市圏の利点を北摂地域の各都市と共有しながら、都市間相互の連携を更に強化することで、新たな発展が望めます。

### (2) 人口動態と経済活動

本市は、現在も人口がわずかに増加を続けていますが、家族形態の変化に伴い、世帯当たり人口の減少傾向が伺えます。また、65 歳以上の高齢者人口比率は近年増加していますが、大阪府平均よりも低い水準で推移しています。通勤通学のための流入人口は多く、昼夜間人口比率<sup>\*1</sup>は 90% 台を維持しています。

北大阪地域の中では、経営耕地面積、工業出荷額、卸売商業販売額の水準が高く、小売業販売額も比較的多い値を示しています。また、市内における企業や事業所の努力により、市の税収に占める法人税収の割合も比較的高い割合となっています。

本市は、居住機能と就業・就学の機会がバランスよく存在し、総合的な性格を持つ都市として均整のとれた都市活動が行われています。

\*1 昼夜間人口比率：夜間人口（常住人口）に対する昼間人口（夜間人口に従業や通学などにより他地域から流入した人口と他地域へ流出した人口の差を加える）の割合

### (3) 着実な政策展開

本市では、市民意向を踏まえて、障害者デイサービスセンターや老人福祉センターなどの福祉施設の充実、支援施策の展開、また、地域体育館やコミュニティセンターの整備・充実による地域の拠点づくりなど、福祉や文化活動、男女共同参画の分野で施設の充実と市民サービスの向上を目指した取り組みを進めています。さらに、生涯学習センターの整備と生涯学習機会の拡充、青少年野外活動センター、中央図書館の整備など、教育文化施策の充実にも重点的に取り組んでいます。これらの施策の展開は、よりよいまち、今後も住み続けたいと思うまちづくりに向けて、着実な成果をあげてきています。

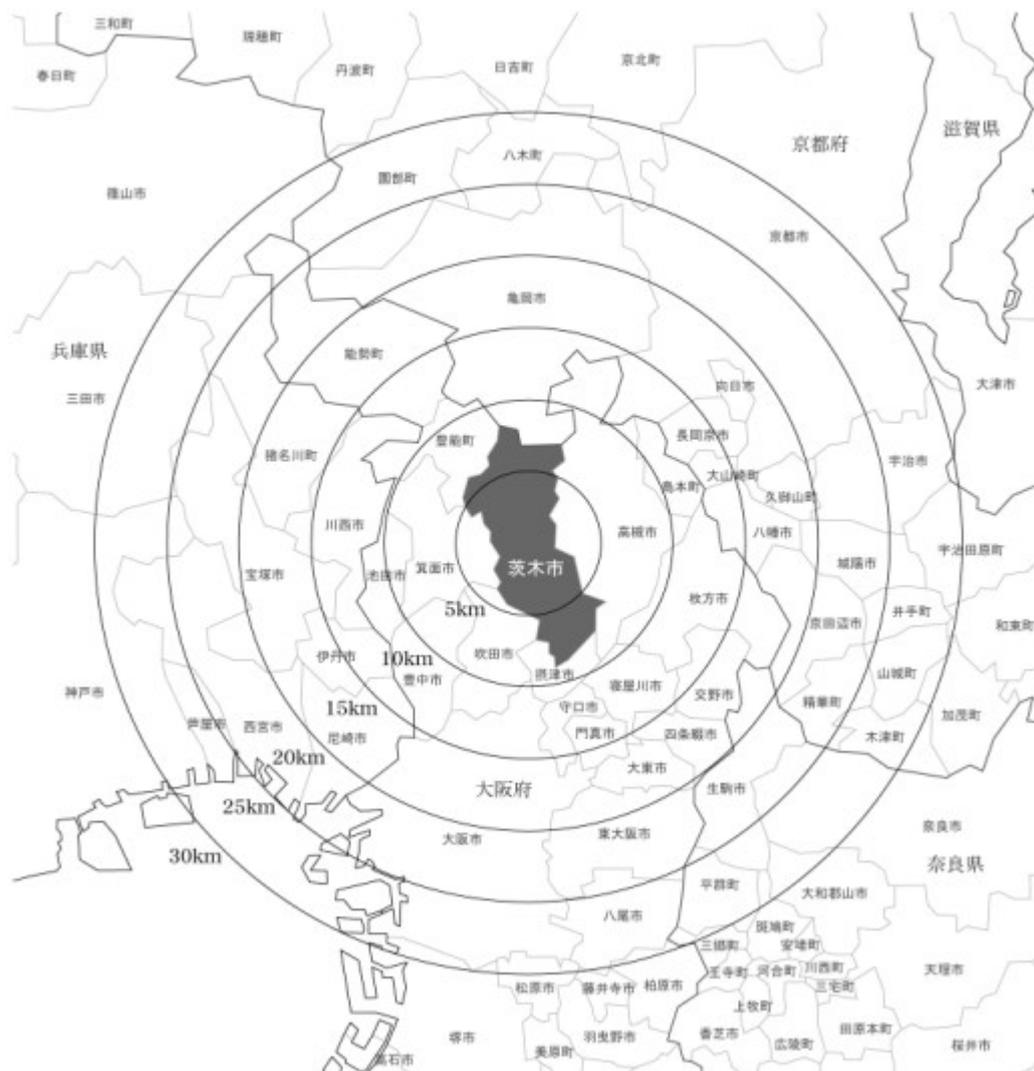


図 1-1 茨木市の立地

## 基本構想

### 第1章 本市を取り巻く社会潮流と時代の要請

バブル崩壊後の経済の低成長や税制改革などの影響を受け、本市の財政は極めて厳しい状況が続いています。財政難の中にあっても増大する行政需要に対応できるよう、財政基盤の充実・強化による健全な行財政運営の確立を目指す一方で、将来に向けたまちづくりを進めていくためには、社会情勢の変化を的確に捉えながら、時代の要請に柔軟に対応していくことが必要です。

#### (1) 少子高齢化と人口減少社会

先進国共通の少子化の流れはわが国においても例外ではなく、わが国の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計（中位推計）では、平成18年に最大となった後に減少過程に入るとされ、今後は高齢者の人口比率が更に増加し、年少人口の割合は減少していくと予想されています。

子育て支援や高齢者の保健福祉施策の充実など、人口構成の変化に応じた施策の展開が求められています。

#### (2) 地方分権の進展

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、国と地方自治体との役割分担が見直され、住民に最も身近な自治体としての市町村の役割は大きくなりました。

財源や権限の移譲が更に進む中で、自らの工夫で魅力あるまちづくりに取り組む、自主性・自律性が自治体に求められています。

#### (3) 広域連携の取り組み

広域的な視点によるまちづくりの実現と行政の効率化の観点から、公共・公益施設やごみ処理施設の設置・運営をはじめ、消防、水防における行政連携など、自治体の枠を越えた広域連携の取り組みが各地で行われているほか、自治体の規模拡大を目指した市町村合併が進行しています。

市民の生活圏域が拡大する中で、利便性の向上を目指した周辺自治体との連携が求められています。

#### (4) グローバル化と個性ある地域の発展

交通・通信手段の急速な発達により、様々な活動が国境を越えて展開されています。とりわけ経済活動のグローバル化は、人・物・情報の地球規模での移動を一層拡大し、

国際的な相互依存関係を深めるとともに、地域社会にも国際化をもたらしています。また一方、グローバル化が進展する中で、ローカライゼーションの認識も高まり、地域の個性が様々な観点から再評価されています。

グローバル・スタンダード（世界標準）として世界中どこでも通用するルールやシステムを使いこなすとともに、地域に埋もれている優れた資源、能力を発見・発掘し、地域の特性を活かした個性あるまちづくりに積極的に取り組んでいくことが求められています。

#### （５）情報ネットワーク社会の時代

情報化の進展が、家庭や業務など社会生活のあらゆる場面に大きな影響を及ぼすようになってきています。パーソナルコンピュータや携帯電話、ケーブルテレビなどの情報メディアの普及と高速通信網の利用拡大により、今後も日常生活における情報通信技術を利用したサービスはますます進展すると予想されます。

行政においては、国が主導する「電子政府構想」に則った電子申請手続きの実施や多様な情報提供など、情報通信技術の活用による行政サービスの高度化と質的向上が求められています。

#### （６）環境意識の高まりと環境都市づくり

これまでの環境問題は、主として大気汚染や水質汚染などの公害問題を中心に引き上げられてきましたが、近年では、地球温暖化や酸性雨、さらには限りある資源の節約やエネルギーの有効活用といった地球規模で対応すべき課題と捉えられています。

これからの都市づくりには、市民の環境への意識の高まりを背景に、環境負荷の低減に向けた環境配慮行動の促進や、地球温暖化防止のための新エネルギーの利用と省エネルギーの実践、そして自然を活かした環境の保全と創造など、環境都市づくりへの視点が求められています。

#### （７）価値観の多様化と生活の質が求められる時代

成長社会から成熟社会に移行するにつれて、経済的な豊かさよりも心の豊かさや個性を重視する傾向が強まるなど、価値観やライフスタイルの多様化が進んでいます。こうした中で、人々が豊かさを実感できる暮らしを実現していくためには、多様な価値観に応じた暮らしの選択の可能性を広げていくことが必要となります。同時に、安全で快適な環境、利便性の高いサービス、精神的なゆとりのある生活など、一人ひとりの生活の質の向上が希求される時代となっており、市民ニーズに応じた多様で質の高い施策が求められています。

#### ( 8 ) 市民と行政の協働のまちづくり

これまで行政が担ってきたまちづくりにおける主導的な役割に変化が生じてきています。阪神・淡路大震災直後のボランティアの活躍や復興まちづくりをきっかけとして、市民と行政が協力したまちづくりが重視されるようになり、民間の非営利活動団体（NPO：Non Profit Organization）の中にもまちづくりに取り組む団体が増えてきました。

市民のまちづくりへの参加意識の高まる中で、市民の主体性を尊重したまちづくりが指向されており、行政計画の策定段階や政策形成過程における市民参加、そして地域に密着した事業の実施段階での協働の場づくりが求められています。

## 第2章 基本構想づくりにおける基本的な視点

本市では、社会情勢の変化に伴い生じる新たな行政課題や市民ニーズに的確に応えていくため、基本構想づくりを進めるにあたって、次のような視点で取り組みます。

### 1. 市民福祉の増進を根底に

基本構想づくりの根底に「市民福祉の増進」をおきます。これは市民一人ひとりの生活はもとより、広く地域社会における福祉の増進を求めることでもあります。基本構想づくりは、本市のまちづくり<sup>1</sup>が「市民福祉の増進」につながるよう点検しながら進めます。

### 2. 都市化社会から都市型社会への移行を読み取る

本市は全体として、人口増加と市街地の拡大といったこれまでの「都市化社会」から「都市型社会」へと移行しつつあります。これからは、市全体にわたり自然環境を保全しつつ共生し、都市規模に見合う適正な都市生活が展開できるよう必要な骨格を整えて都市機能の更なる集積・集約を進め、環境負荷の低減に十分配慮した「都市型社会」展開の場として再編していくことが求められます。基本構想づくりは、本市が「都市型社会」へ移行しつつあり、その成熟を目指すべきことを読み取りながら進めます。

### 3. 持続可能な都市を目指して

今日の都市づくり<sup>2</sup>においては、次世代以降へつなぐ持続可能な都市を目指し、地球環境も視野に入れた「環境都市づくり」を進めることが求められています。このため、本市の都市づくりは「地球規模で考え、地域に根ざして行動する」ことを基本としつつ、地域社会における環境に配慮した取り組みが必要です。基本構想づくりは、本市が地球環境的視野からも、また、地域社会としても持続可能な都市となるよう点検しながら進めます。

### 4. 協働と連携のまちづくり

これからのまちづくりには、市・市民・事業者、加えてNPOそれぞれが役割を果たす「協働」と「連携」によって展開されることが求められます。また、行政においても都市づくりの領域をはじめ、福祉や医療、地域経済や文化、人権や教育などの様々な領域で広く連携するまちづくりを展開する必要があります。基本構想は、本市が「協働と連携のまちづくり」を展開する場となるよう描きます。

## 5 . 自律の都市づくり・まちづくり

都市づくり・まちづくりは、「自らのことは自らの責任において自らが決める」という地方の自律のもとに展開すべき時代となりました。

国や府に制度や仕組みがなければ、本市自らがその社会システムを創造的に構築する強い意志を持つ必要があります。また、市の各々の地域においても、地域社会の主体者としての市民や事業者、さらにはNPOに自律のまちづくりを進めることが求められます。基本構想は、本市が「自律の都市づくり・まちづくり」展開の場となるよう描きます。

### 【注】

- \*1 まちづくり：その将来を描く段階から関係する市民が参加・参画し、市全体、また、各々の地域において、物的条件を整えることにとどまらず、人々が協働・連携・自律し、様々な行為や働きを継続的に積み重ね、ハード・ソフト双方を統合してまちを整えていくこと。
- \*2 都市づくり：国土や都市圏、周辺地域との関係の中で本市を位置づけ、市全体の都市機能や都市構造、都市環境など都市としてハードな物的条件を整えること。

## 第3章 基本構想の基調と都市像

### 1. 基調

希望と活力に満ちた文化のまち いばらき

本市は、豊かな自然と歴史・文化的資源に恵まれ、人、物、情報が活発に行き交う、にぎわいのある都市です。

これからも、これらの貴重な財産を活かし、将来に向けて持続可能な都市となるよう発展させていくことが求められています。

そこで、本市に住み、働き、集い、学び、遊ぶ人々が、夢と希望を持って、生活や人生の質的な豊かさを実感できる、活力に満ちた文化のまちを創り出していくことを目標とします。

### 2. 都市像

#### (1) こころすこやか「福祉充実都市」

少子高齢化が急速に進展する中、健康や福祉に関するニーズが多様化・拡大化する一方で、高齢化の進展や少子化に伴う人口の減少は、社会保障制度の破綻や社会全体の活力の低下につながるのではないかと懸念されています。

このため、誰もが心の健やかさを大切にしたい生活を営むことのできるよう、これまで以上に福祉に関連する施策を充実していく必要があります。福祉の充実は、生涯にわたって不安なく暮らせることの基本であり、安心して暮らせることが心の健やかさを保つ助けとなり、積極的な社会参加にもつながります。

子どもから高齢者まで、すべての市民が一人の人間として尊重され、支え合い、助け合う中で生きがいを持って暮らすことのできる、福祉の充実した都市を目指します。

#### (2) ぐらしやすらか「安心実感都市」

阪神・淡路大震災は、多くの人命を奪うとともに、住宅や上下水道の破壊など、生活を脅かす災害の恐ろしさを改めて認識させ、地域社会における災害時体制の重要性を明らかにしました。また、近年の犯罪情勢には路上犯罪の大幅な増加や少年非行の深刻化が見られ、まちの安全性に対する人々の関心と意識は高まっています。

このため、自然災害・都市災害への備えと予防対策が講じられ、市民生活の安全性が強化されているとともに、経済活動や日々の生活の中で犯罪に巻き込まれることのない、安心を実感できる都市を目指します。

### ( 3 ) 未来はぐくむ「環境実践都市」

本市では、地球環境の保全に寄与すべく、環境負荷の低減に向けた大気や水環境の保全、資源の有効活用と、省エネ活動や建築物への環境共生技術<sup>\*1</sup>の導入によるエネルギー消費の削減に努め、循環型社会の形成を目指します。

また、健やかな市民生活にとって不可欠な北部や丘陵地域の自然環境を守り・育むとともに、うるおいとやすらぎに満ちた生活空間と誰もが親しめる美しい都市環境の創造を目指します。さらに、良好な環境を保全・創造し次世代・未来に継承するために、市・市民・事業者が連携して、地域特性に応じた環境への取り組みを、身近な活動や事業から実践する都市を目指します。

\*1 環境共生技術：環境への負荷を低減し、自然環境、生態系の保全につながる技術のこと。建築物に対しては、太陽光発電設備の導入や屋上緑化、地域熱供給システムを導入することなどが挙げられる。

### ( 4 ) 活力あふれる「生活躍動都市」

本市は、一般的な大都市圏の郊外のように、夜間人口が昼間人口を大きく上回っているわけではなく、昼夜を問わず生活の舞台となっていることが特長です。

本市の経済活動を支えている商工業については、交通動脈の結節点という地域特性を活かしながら、企業や人の集積とネットワークを活かすまちづくりが大切になります。農林業については、消費地への近接性という特性を活かしたまちづくりが求められます。道路や住環境の整備にも一層の関心を傾け、生活の質が高く、職・住・学・遊と様々な面で暮らし心地のよい、生活が躍動する都市を目指します。

### ( 5 ) 個性かがやく「文化創造都市」

文化は、市民生活の躍動感と不可欠に結びつくもので、これまで重視されてきた文化の享受だけでなく文化の創造も重要になってきます。これからの時代には、価値観やライフスタイルの多様化と情報ネットワーク化のもとで、本市が、市民それぞれの個性が輝く舞台となることが求められます。次世代を担う子どもたちの個性が発揮できるよう、学校・家庭・地域が連携し、学びを楽しむ教育環境づくりに努めます。また、魅力ある舞台とするため、人づくりという観点も欠かせないことから、多様な市民が交流を通して生涯にわたって互いに学び合える環境をつくり、市民が愛着と誇りの持てる文化を創造する都市を目指します。

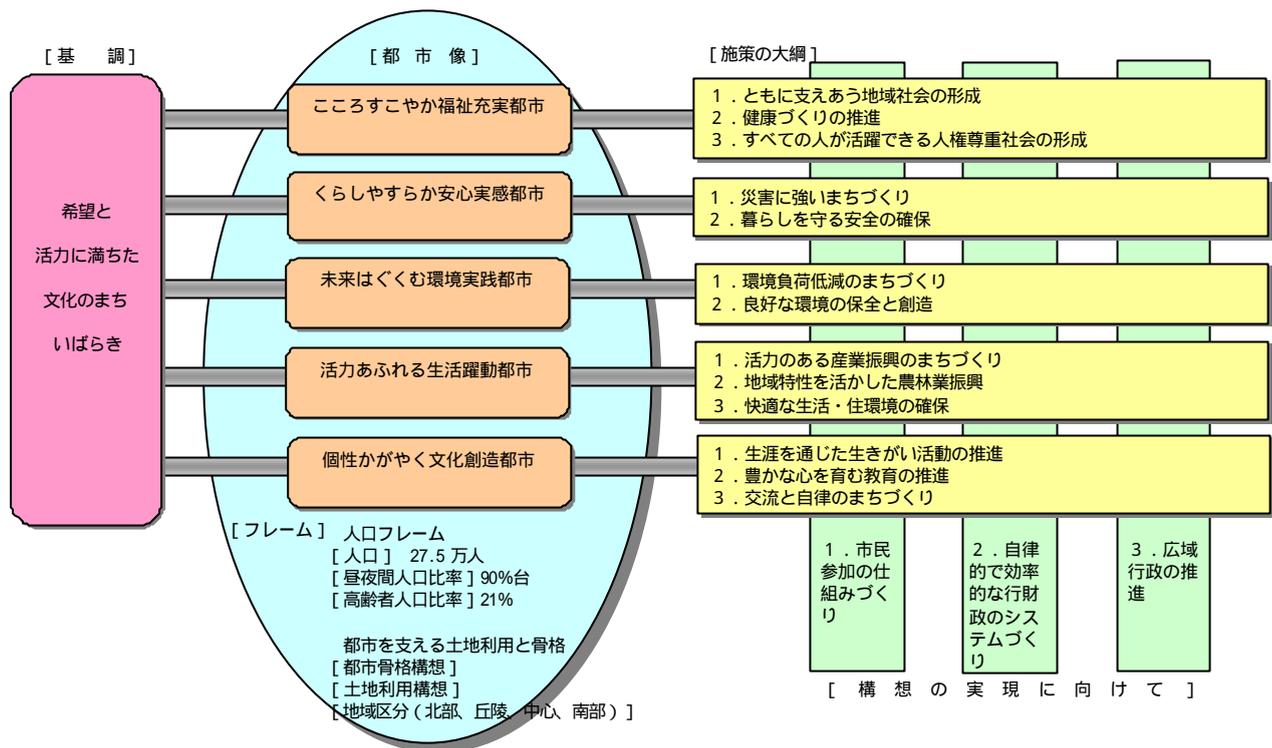


図 3-1 第 4 次総合計画の基本構想の構成

## 第4章 基本構想のフレーム

### 1. 総合計画の目標年次

本総合計画の計画期間は、平成17年度を初年度とし、平成27年度（西暦2015年度）を目標年次とします。

### 2. 将来人口

本市の総人口は、平成15年10月現在、約26万3千人で微増傾向にあります。今後、高齢者人口の増加や生産年齢人口の減少、出生率の低下により、人口ピラミッドがつぼ型に変化していくことが予想されます。目標年次である平成27年度における目標人口は、彩都において想定される人口を含めて、おおよそ27万5千人とします。

また、都市の性格を示す指標の一つである昼夜間人口比率（夜間人口に対する昼間人口の比率）は平成12年10月時点で94%程度ですが、目標年次においても90%台を維持するよう努めます。

さらに、高齢者人口比率（総人口に対する65歳以上の人口の比率）は、平成12年10月時点で12%ですが、目標年次においては、21%と想定します。

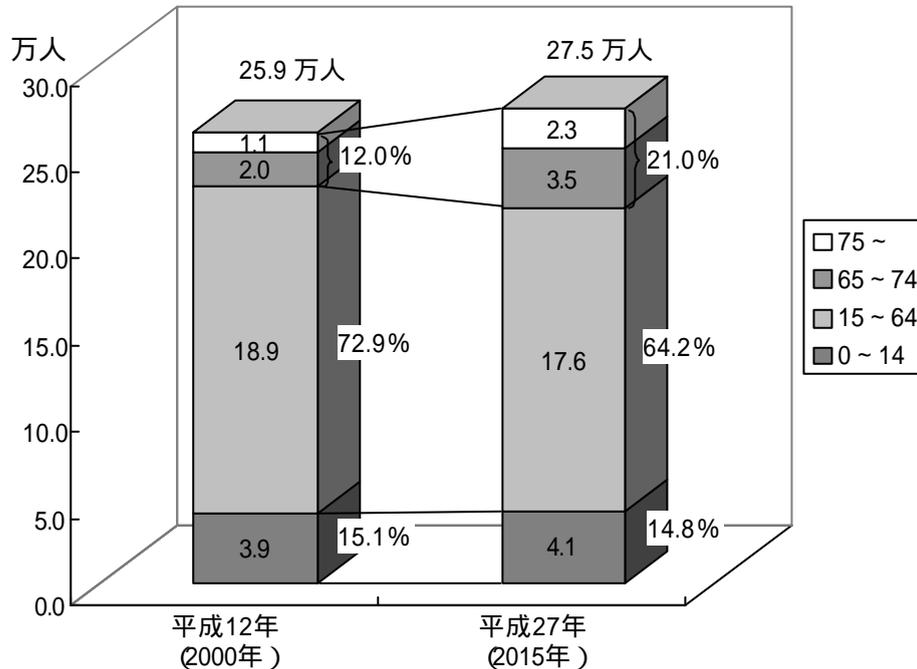
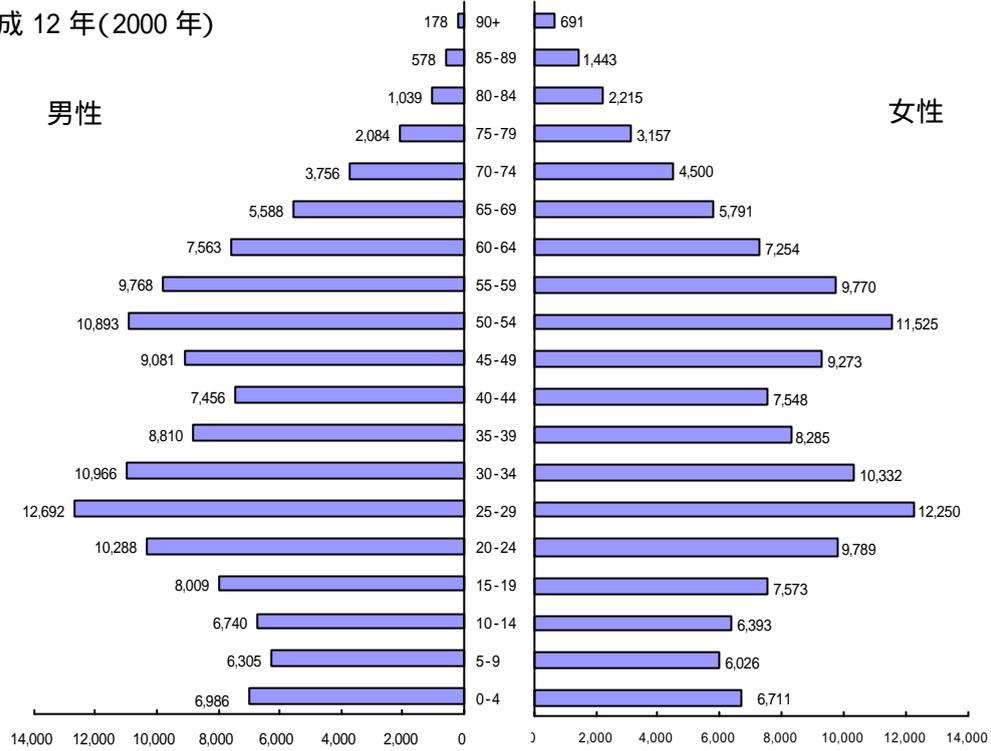


図4-1 総人口などの将来予想

平成 12 年(2000 年)



平成 27 年(2015 年)

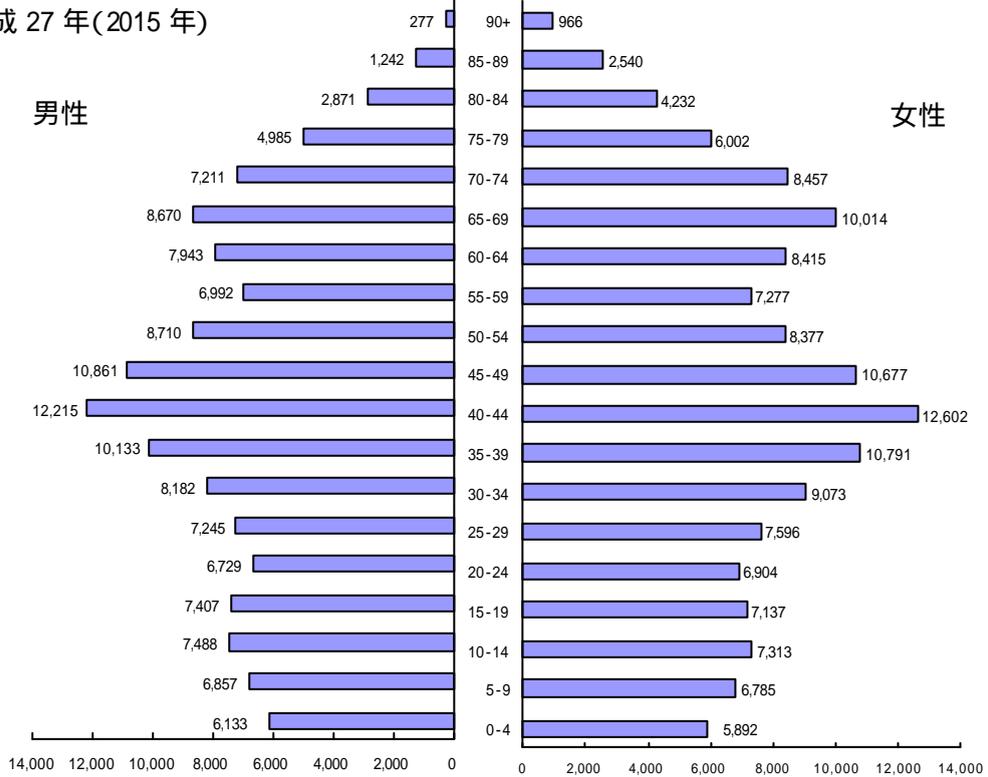


図 4-2 平成 12 年の人口ピラミッドと平成 27 年の将来予想

### 3. 都市を支える骨格と土地利用

本市を活力あふれる「生活躍動都市」、未来はくくむ「環境実践都市」とするためには、都市の機能を適切に配置し、これらをつなぎ、支える都市骨格を明らかにするとともに、土地の利用方針を定める必要があります。このことは、本市を、こころすこやか「福祉充実都市」とすることはもとより、くらしやすらか「安心実感都市」、個性かがやく「文化創造都市」とする基礎的な土台ともなります。

#### (1) 交流を支え、地域を結ぶ都市骨格

##### 幹線道路と鉄道

本市は、わが国枢要な国土軸上に位置するとともに、大阪府内を結ぶ地域幹線軸が縦横に交差する、広域的な交通条件に恵まれた地域にあります。

市内中央部に位置する名神高速自動車道路茨木インターチェンジ及び南西部に近接する吹田インターチェンジは、本市と国土交通軸を結び、広域的な経済活動を支えるとともに、市民生活の場の拡大にも大きな役割を果たしています。また、彩都（国際文化公園都市）の北側に第二名神自動車道のインターチェンジが設置される計画があり、北部においても国土幹線への結節が見込まれています。

大阪都市圏域内を結ぶ幹線道路としては、大阪中央環状線、国道 171 号、大阪高槻京都線、茨木亀岡線、茨木寝屋川線などがあり、これらが広域交通網を形成しています。国道 171 号は、本市を東西の都市につなげ、茨木亀岡線は、安威川を縫いながら京都府亀岡市に至り、日本海地域と結びます。これらの四方に延びる広域幹線道路は、本市を躍動的に広い地域につなぎます。

鉄道は、JR東海道本線と阪急電鉄京都線が市の中央部を北東から南西に向かって並んで走り、合わせて4駅が設置されています。また、大阪国際空港から門真市まで府内北部の都市を結ぶ大阪モノレールが走り、市の南西部に3駅設置されているほか、万博記念公園駅で分岐する彩都線の延伸事業が進められています。

これらの高速道路網や幹線道路、鉄道は本市の都市構造を支えるものであり、市では、その特性を活かしたまちづくりを進めます。

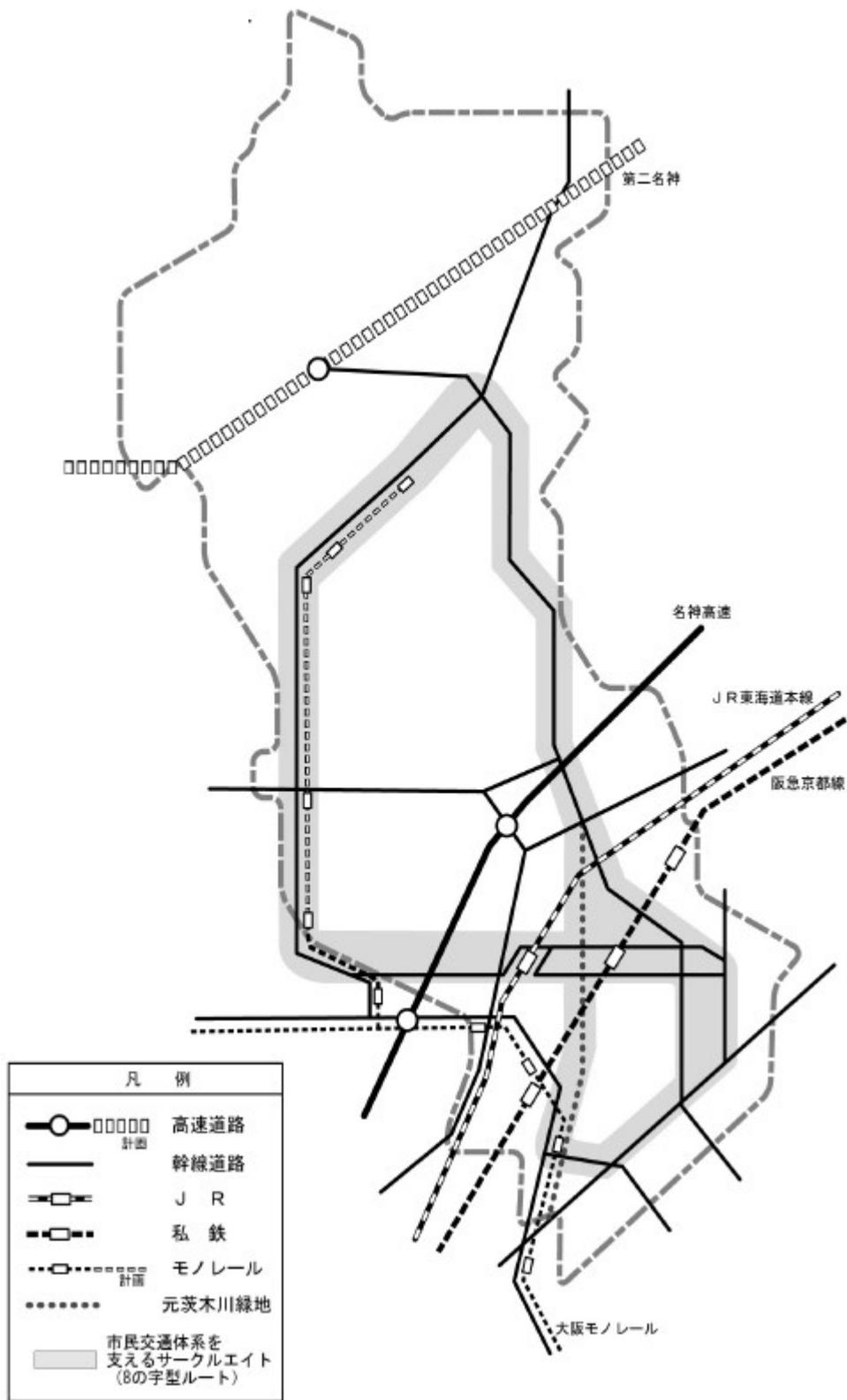


図 4-3 都市骨格構想

## 市民交通体系

社会経済活動をはじめとする他地域との交流は、新たな産業や文化の形成につながり、都市像の実現を促進する重要な要素です。本市では、充実した広域交通基盤を背景に、バスなどの公共交通機関と道路とのバランスのとれた、環境にも配慮した交通体系を目指し、交流機能の充実を図ります。

まず、本市の人の交流を支える市民交通上の主要な骨格として、彩都と既成市街地を結び市内各所の都市機能の連携を高める「サークルエイト(8の字型ルート)」を構想します。この構想は、これまでの「S字型」ルート構想に元茨木川緑地と都市計画道路をつなげて8の字型としたもので、人の南北の動きも支えます。

市民生活や経済活動などを支える都市の基本的な骨格である市民交通体系を確立するためには、市内の各々の地域や地区に渋滞のない交通の流れを実現する必要があります。このため、幹線道路、補助幹線道路の整備や踏切、交差点の改良を一層進めるとともに、自動車の流入規制により、よどみのない自動車交通の誘導を促すなど、交通環境の充実を図ります。

また、車依存社会から公共交通に重点を置いた交通体系への転換が求められている中で、移動の容易性と快適性の確保が必要であることから、モノレール新駅の設置やバス路線網の拡充などにより各種交通手段間の相互連携の強化を図り、利便性が高く環境負荷の少ない交通体系の確立を目指します。

## みどりと歴史文化の回廊

北部地域における豊かな森林や里山、丘陵部に広がる農地、そして安威川ダム周辺や彩都(国際文化公園都市)既成市街地に配置された都市公園などは、市民レクリエーションの場や都市居住におけるうるおいと安らぎを供給するのみならず、生物生息空間としても欠かすことのできない貴重なみどりであります。

また、本市域は、古代から大規模な集落地帯として開け、中世からは街道筋の拠点として発展してきました。歴史的に育まれた文化的土壌は現在にも引き継がれ、本市は、文化を伝える数多くの遺跡や遺物、生涯学習センターをはじめとする文化施設などが集積する文教都市としての側面を持っています。

これらの地域に点在する多様なみどりや歴史的遺跡、遺物、そして今日の文化活動を支える都市施設を、元茨木川緑地の緑地軸や安威川・茨木川等の水辺軸、西国街道等の歴史軸で結び、「みどりと歴史文化の回廊」を形成することにより、本市のより一層の環境魅力の創出につなげることができます。

このため、歩行者や自転車利用者がレクリエーション空間を楽しめるスポットや、それぞれの地域のまちづくりと連携した新しい拠点の整備を進め、自然的環境資源と歴史・文化的環境資源を活かした回廊の形成を図ります。



図表 4-4 みどりと歴史文化の回廊

## (2) 生活躍動の場を整える土地利用

目指す都市像を実現するための土地利用は、地域の持つ歴史や文化、社会的特性に配慮しながら、合理的で秩序ある都市環境の形成につながるよう進める必要があります。

このため、隣接都市の土地利用方針との整合性や環境問題への対応に配慮しながら、都市機能の充実を促進する区域や良好な都市環境の創造と保全を図る区域などを適切に設定します。

まず、本市市域を、都市機能の充実を総合的に進め、主として魅力ある交流空間や快適に暮らせる居住空間を形成する「都市的土地利用区域」と、自然環境を保全しつつその積極的な活用を図る自然空間を創出する「自然的土地利用区域」の二つに大きく区分します。



図表 4-5 土地利用構想

### 都市的土地利用区域

「都市的土地利用区域」は、既成市街地、彩都及びこれらの影響圏にある周辺地域で構成します。

さらにこの区域を、主に職・遊と近接した居住の場であり、商業施設の一定の集積をもとに人と物が集まる交流の場でもある「生活ゾーン」と、主として製造・流通施設の集積する「産業ゾーン」に区分し、人とまちが調和する質の高い土地利用を進めます。

「生活ゾーン」は、住宅地としての利用を維持しつつ道路等の都市基盤施設の整備を推進するとともに、沿道の緑化やうるおいのある景観づくりなど秩序ある市街地整備を進めます。また、駅周辺においては、商業・業務地としての魅力や集客力を高める土地利用を誘導します。

「産業ゾーン」は、広域幹線道路や高速交通網への近接性を活かし、製造業や運輸業の立地を促します。

### 自然的土地利用区域

「自然的土地利用区域」は、北摂山系の自然豊かな山地部と、歴史・文化的環境に恵まれた丘陵部、国道 171 号以南の一部をもって構成します。

この区域は、森林や田園が大半を占めており、自然環境の保全と開発との調和が求められることから、「緑農ゾーン」と「学遊ゾーン」に区分します。

「緑農ゾーン」では、自然災害の予防や水源かん養、大気浄化など森林が持つ多面的な役割を大切に、貴重な自然環境を積極的に保全するとともに、自然とふれあい憩う場としての活用を図ります。また、農村景観や地域資源を活かして、農業に携わる人々と市街地で暮らす人々との交流を進めるとともに、付加価値の高い農業の振興を図ります。

「学遊ゾーン」では、教育施設やみどりの多い環境と調和した学びの場としての利用を進めるほか、農地の適切な保全を図りながら水とみどりに親しむレクリエーション拠点の形成を図ります。

なお、「都市的土地利用区域」に近接した地域では、社会情勢の変化に応じて、同区域に編入することも検討します。

### (3) 地域ごとのまちづくり戦略

まちづくりには、全市的な観点に立った土地利用と同時に、それぞれの地域の特性を活かした「地域づくり」の展開が必要です。

このため、自然や歴史に基づく特性、地域社会のまとまりなど社会的特性、そして都市構造や都市機能上の特性から、市域を「北部地域」、「丘陵地域」、「中心地域」、「南部地域」の四つの地域に区分し、各地域の進むべき方向に即したまちづくり戦略を構想します。



図表 4-6 地域区分

#### 北部地域のまちづくり戦略

北部地域は、本市の最も北側に位置し、その大半を山地が占めます。ここでは、豊かな自然環境を保全しつつ、他の地域と互いに響き合い、豊かな交流を図ることができる地域と位置づけ、土地利用を進めます。

山林や農地の保全と活用を図ることを基本に、道路や合併処理浄化槽による生活排水処理施設の整備を促進し、地域の特性を活かした都市近郊農業や林業の新しい可能性を求めます。

また、道路網の整備や農林業の振興とともに、安威川ダム建設に伴う関連地域整備に努めるほか、河川やダム湖を活かした、広い地域から人々が集う広域的レクリエーション拠点の形成を図ります。

一方で、第二名神自動車道が地域を東西に貫き、茨木北インターチェンジ（仮称）の設置が予定されていることから、環境への影響に十分配慮しながら、国土幹線とつなげる利点を受け入れられるまちづくりを進めます。

#### 丘陵地域のまちづくり戦略

丘陵地域は、北部地域と中心地域の上に位置します。

丘陵部は、日本有数の古墳地帯の一角にあり、近世には西国諸大名の参勤交代の街道として大いに賑わった、歴史に残る名所や旧跡が点在する地域です。戦後は、経済の高度成長期に大学や高等学校、企業の研究開発や研修のための施設が多く立地し、優れた自然環境とともに文化的環境にも恵まれています。

この地域においては、緑地保全的な土地利用に努め、農とみどり、歴史・文化が融合する躍動的な地域のまちづくりを進めます。地域内にある彩都のまちづくりとも関連づけながら、教育施設や研究施設の立地を更に進展させるとともに、自然や地域の農業、歴史、文化遺産を活かしたレクリエーション拠点の整備を目指します。

また、新しいまちづくりが進む彩都は、人と自然の調和を図ることを市街地形成の基本とし、ライフサイエンス分野の研究開発拠点をはじめ、国際的な学術研究・文化交流拠点づくりと、国際化・高齢化・高度情報化など新しい時代のニーズに対応した都市・住環境づくりを進めます。さらに、サークルエイトによって既成市街地と結び合わせ、人と情報、文化など多様な交流が綾なすまちづくりを進めます。

#### 中心地域のまちづくり戦略

この地域は、将来とも「生活ゾーン」の中核的位置を占めるところです。

JR茨木駅周辺と阪急茨木市駅周辺、及びそれらを結ぶ一帯は、質の高い中心地としての機能の集積と美しい街並みの整備を進めます。特に市役所周辺は、シビックセンターとして機能の充実に努めます。また、幹線道路や道路周辺環境の充実と連携させながら駅周辺や駅前広場の整備更新を図り、新しい時代に則した文化・情報、商業・業務の機能強化を図ります。

地域東部及び阪急総持寺駅周辺は、本市の重要な核をなす区域として位置づけ、鉄道施設や道路の整備と関係づけながら、地域の特性と実情に根ざしたまちづくりを進めます。

サークルエイトが国道 171 号と交わる西北部では、大阪モノレール彩都線の新駅が設置されることを契機に、本市の拠点の一つとして新しいまちづくりを進めます。

住宅市街地は、少子高齢社会において地域の持続可能な発展を支える場として、ますますその役割は重要となります。住宅そのものが人々の多様な要求に応え、質的向上を図ることができるよう施策を展開するとともに、立地する周辺環境に十分配慮し、地域全体が優れた住環境と都市デザインを備えたものとして形づくられるよう、まちづくりを進めます。

また、この地域には、本市の地域経済を支える工場や運輸・流通施設が多く立地しています。これらも周辺環境との共生・調和に配慮し、優れたデザインで常に地域と共存する施設へと更新が図れるよう促します。

さらに、市民交通体系にとっても、この地域は中核的位置を占めます。道路網整備とそれぞれの道路環境の充実を進めるとともに、更に安全で快適なバス輸送の促進を図り、人の動きを支えます。

#### 南部地域のまちづくり戦略

この地域は、中心地域の南側にある既成市街地とこれに隣接する市街地を形成していない地域で、工業地や大規模な流通業務地が広がっています。

ここでは、住宅・住環境の充実を図るとともに、産業ゾーンを包含する地域としての特質を活かし、生産・流通施設と広く都市圏からの人々を結びつけ交流する、本市の新しい顔を形づくりします。

この視点に即して、新しい住宅地の形成を促すほか、工場や大規模流通業務施設についても、環境に配慮するとともに優れたデザインを備え、市民や広い地域の人々が日常的に集い、楽しみ、遊び、交流することができる機能を持つ施設として更新できるよう、施策を展開します。

阪急南茨木駅周辺は、阪急京都線と大阪モノレールとの結節点であり、快適な住環境の保全に努めながら都市施設の充足を図ります。

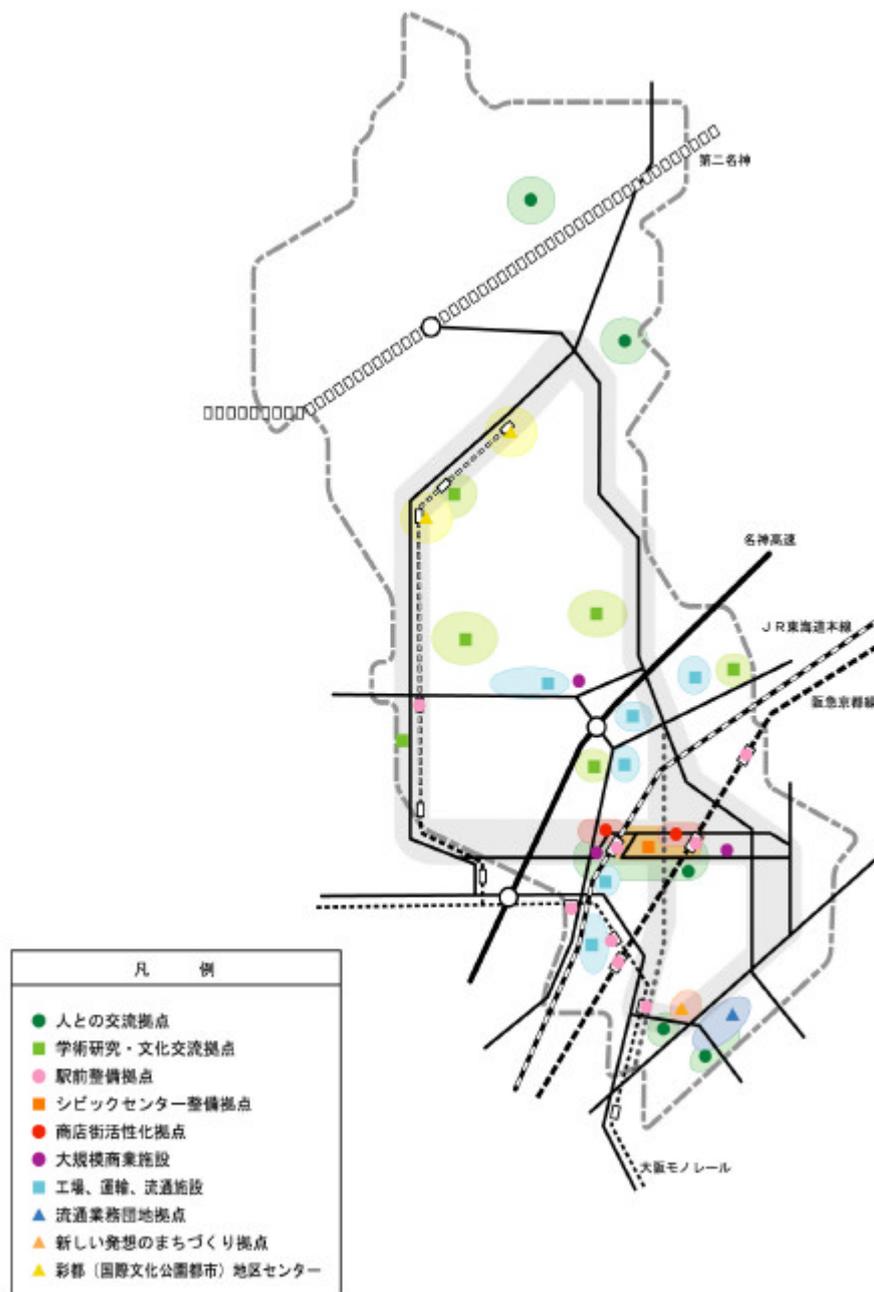
大阪モノレール沢良宜駅周辺市街地は、交通の主要骨格を形づくるサークルエイトの南端に位置し、都市計画道路、元茨木川緑地と結ばれています。ここでは、本市南部の玄関口としての役割を果たすことができるよう、まちづくりを進めます。

#### 地域ごとのまちづくり戦略の連携

各地域のまちづくり戦略は、それぞれが個別のまちづくりとして地域の歴史と実情、そして住民の意向に根ざした新しい時代の要請に応えながら進めなければなりません、

それらが調和し茨木市全体としての魅力を形成していくことが重要です。

それぞれのまちづくりが連携し、この基本構想が描く5つの都市像を実現できるよう、個々の都市施設やプロジェクトを茨木市全体の視点から戦略拠点として位置づけ、有機的・総合的にまちづくりを進めていきます。



図表 4-7 主なまちづくり戦略拠点の分布

## 第5章 施策の大綱

### 1. こころすこやか「福祉充実都市」の実現

#### (1) とともに支え合う地域社会の形成

子どもから高齢者まで、すべての人が安心して生きがいを持って暮らせるまちづくりを推進するため、保健・医療・福祉の総合的な施策の展開を今まで以上に進めていくことが求められています。

このため、誰もが住み慣れた地域で心安らかに生活できるよう、市民一人ひとりの福祉に対する意識を高め、思い合い、支え合う意識の醸成に努めるとともに、関係機関をはじめ、市民やボランティア団体との連携と協力を進め、保健・医療・福祉にかかわるサービスの総合的な展開と多様なサービス提供体制の整備を推進します。また、健康で安定した生活ができるよう、社会保障の充実に努めます。

少子高齢化が進展する中、本市では、平成27年ごろに5人に1人が高齢者という超高齢社会を迎えると予想しています。高齢者が地域社会や家庭で心豊かに暮らせるよう、生きがいのある生活への支援、介護サービスの基盤整備と事業の円滑な運営に努めるとともに、安心して子どもを生み、育てることができる環境づくりを目指して、子育てのための相談・支援体制を整備します。

ノーマライゼーションの理念が定着した地域社会の実現に向けて、障害を持つ人や高齢者が自立して生活し、社会参加しやすい環境づくりを進めます。

#### (2) 健康づくりの推進

すべての市民が生涯にわたり、心身ともに健やかに暮らせるよう、生活習慣病の予防を中心に、市民の健康づくりの推進が求められています。

このため、保健・医療・福祉の連携による総合的な保健サービスの提供、また、ライフステージに応じた健康づくりを推進し、市民の健康増進に努めます。

#### (3) すべての人が活躍できる人権尊重社会の形成

お互いの人権が尊重され、平和で差別のない、すべての人が共生できる社会の実現が求められています。

このため、市民一人ひとりが、地域社会の担い手であることを自覚し、平和と自由を希求するとともに、差別や偏見をなくし、すべての市民の人権が尊重されるための施策を推進します。

また、男女が互いに人権を尊重し、性別にかかわらずそれぞれの個性と能力を發揮できるよう、あらゆる分野での男女共同参画に向けた施策を推進します。

## 2. ぐらしやすらか「安心実感都市」の実現

### (1) 災害に強いまちづくり

火災・水害・地震などの災害から市民の生命と財産を守ることができる、より安全で快適な生活環境の形成が求められています。

このため、不測の事態の発生に際して迅速かつ的確に対応し、被害を最小限に抑えられるよう、総合防災体制の強化とともに都市施設の耐震性の向上を図ります。また、市民の防災意識の高揚や自主防災組織の結成と育成強化に努めるとともに、情報通信システムなどを活用した高機能防災ネットワークを確立し、災害に対する安全性を一層強化します。

災害の未然防止の取り組みとして、安威川ダムの建設を促進するほか、市民の身近な自然空間である河川・水路の整備改善などを図り、人と自然との共生に配慮した治山・治水対策を進めます。

消防救急については、増加する救急需要に対処するため、救急体制の高度化を図るほか、救命講習を推進し救命率の向上に努めます。

### (2) 暮らしを守る安全の確保

日々の生活において、安全で安心して暮らせることは、すべての市民の願いであり、誰もが安全でやすらかな市民生活が送れる地域社会の実現が求められています。

このため、犯罪のない環境づくりに向けて、関係機関と緊密な連携をとりながら、地域ぐるみの防犯活動を推進し、日常生活における犯罪不安の要因の解消、犯罪発生の防止や暴力追放に努めます。

また、交通事故から市民の生命を守るために、交通安全思想の啓発・普及と交通安全教育の推進とともに、道路交通安全施設の計画的な整備と充実を図り、交通弱者にやさしい環境づくりを進めます。

安全で豊かな消費生活を送ることができるよう、商品や契約に関する情報提供や消費生活上の様々なトラブルに対応する相談業務の充実にも努めるとともに、関係機関と連携して食の安全性の確保に努めます。

上下水道については、施設の更新と耐震化を進め、より安全で安定した水の供給に努めるとともに、汚水処理及び雨水排水施設などの効率的な整備を推進します。

### 3. 未来はぐくむ「環境実践都市」の実現

#### (1) 環境負荷低減のまちづくり

地球温暖化やオゾン層破壊をはじめとする地球規模での環境問題の深刻化と、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムへの反省から、自然環境の保全と都市の発展とを両立させる持続可能な活動の推進が国際的な緊急課題となっており、地域社会にもその対応・対策が求められています。

環境負荷への低減に向けて、大気環境や水環境などの保全を図るとともに、廃棄物のリサイクルやエネルギーの効率的な利用による循環型社会の構築を積極的に推進します。

日常生活や生産活動の中で、廃棄物・ごみの量を減らすリデュース（reduce）、繰り返し使うリユース（reuse）、再加工して原材料として利用するリサイクル（recycle）の3Rを基本とした貴重な資源の有効活用に取り組みます。

限りある資源の有効活用と効率的なエネルギー利用に向けて、公共施設における省エネルギー化を推進するほか、市民や事業者の取り組みに対する支援を進めます。また、新エネルギーの活用や雨水利用の促進といった環境共生技術の導入を促進します。

さらに、騒音・振動などへの環境対策の充実を図ることにより、市民が健康で安心して暮らせる生活環境の確保を図ります。

#### (2) 良好な環境の保全と創造

うるおいとやすらぎに満ちた日常生活を送る上で必要不可欠な自然環境を保全するとともに、市民レクリエーションや景観面、防災面などに配慮した緑の配置と誰もが親しめる美しい都市環境づくりを進めます。

本市の北部地域や丘陵地域には、自然公園や保安林、近郊緑地保全区域などに指定された豊かな緑が存在します。これらを中心とした都市近郊の森林や身近な里地里山は、市民のレクリエーションの場、多様な野生生物の生息空間として、また、慣れ親しんだ自然景観、田園景観としても貴重であり、その保全を図ります。

市民生活にうるおいとやすらぎを提供する公園・緑地については、市街地における豊かな緑環境づくりに向けた整備と適正配置に努めます。また、市、市民、事業者が一体となって公有地や民有地の緑化を推進するとともに、安威川や茨木川、勝尾寺川といった河川、元茨木川緑地、茨木鮎川線をはじめとする道路を水と緑の軸としたネットワーク化を念頭に、関連事業の連携により整備を進め、日常生活においていつも緑を感じることのできるまちづくりを進めます。

魅力あふれる都市景観づくりについては、産業活動や市民生活を反映して創出される地域の個性や文化の香り漂う景観の保全・創造に努めます。商業・業務系を中心とした地域での活気あふれる賑わいのある街並み景観の創出と、居住地域での緑豊かで親しみがある落ち着いた景観づくりを進めます。

#### 4．活力あふれる「生活躍動都市」の実現

##### (1) 活力のある産業振興のまちづくり

本市は住宅都市としての顔だけでなく、雇用機会と所得を生み出す商工業都市としての顔を持っていることが特長です。市民生活の躍動感は、様々な産業活動と大いにかかわっています。

1980年代後半から企業の海外展開は急速に進んでいますが、国内は産業の空洞化ばかりが進んでいるわけではありません。生産の場としても物やサービスが消費される市場としても、日本国内とりわけ都市部は見直されてきており、本市においても製造業の生産活動や研究開発活動は盛んに行われています。

産業振興を進めるまちづくりとして、活気ある企業と多彩な就業者に魅力を感じさせる都市とすることが大切になります。魅力を輝かせるために、企業や人の集積とネットワークを活かした施策を推進します。

開発が進みつつある彩都を含め、研究活動に良好な環境を提供するために、特に公的機関と民間機関との連携がとれた研究が進められる場所として魅力を高めていきます。

また、本市が有する歴史遺産、レクリエーション拠点、産業観光施設などの観光資源を積極的に活用し、多くの来訪者を迎え、人々が交流する活力あるまちづくりを進めます。

本市の小売業は、郊外都市の特性から購買力の市外流出の傾向は以前から見られましたが、流通業の構造変化や業態間競争のもとで、小売業の縮小が大きな問題となっています。多くの小売業が立地し「まちの顔」となっている中心市街地は、市民生活を支えており、様々な活動の舞台でもあります。中心市街地の衰退傾向は市民生活にとって大きな問題です。魅力回復のためには、住む・働く・遊ぶが一体となった生活への対応と、回遊性の確保が欠かせません。交通環境の整備とともに、地区での交流を盛んにする取り組みを商業者や市民、関係諸団体と連携して推進します。

卸売業では、市民生活とのかかわりをこれまで以上に重視し、市場そのものの魅力の向上を目指します。

##### (2) 地域特性を活かした農林業振興

本市は市域が南北に長く伸び、北部では森林と田畑が連なる農村的な景観が見られ、四季折々の変化が眺められます。市街地とその周辺における農地は減少傾向にあるものの、農産物の生産の場としてだけでなく、都市における緑地空間としての貴重な役割を担っています。

これらの農地、森林資源を維持し、農林業を振興するために重要なことは、担い手の確保であり、そのためには生業として安定した営みができるよう、多面的な施策の展開が必要となります。

大消費地に近い有利な立地条件を活かし、市場や消費者ニーズの変化に適応した付加価値の高い農産物を生産・販売する仕組みづくりに農家や農林業関係諸団体と連携して取り組むとともに、環境と調和した持続的な生産方法である環境保全型農業を促進します。

また、農林業への理解と地域農林産物の地域での消費を進めるため、都市と農村の交流を推進します。

### (3) 快適な生活・住環境の確保

本市が住み・暮らし・憩い・学び・遊ぶ場として活力あふれる「生活躍動都市」となりうるために、快適で魅力的な住宅と生活・住環境を確保することは、最も基本的な事柄の一つです。

物的な生活・住環境は一つひとつの住宅と、道路や公園、上下水道など必要な各種都市施設との集積によって形づくられます。また、各々の住宅が優れたものであったとしても、それらが集積したときの環境は必ずしも良好なものとはならないことがあります。

これらに留意し、住宅供給のほとんどを占める民間住宅がより優れた質を確保し、また「まちづくり」と連携したものとして供給されるよう誘導するとともに、地域や地区ごとにきめ細かな配慮をした将来像を描き、これに見合うよう生活・住環境を整備します。

また、生活・住環境は、時々形づくだけでなく、計画的・持続的に管理することが重要です。既に形成された市街地の環境を維持し、より良いものに改善を進めるとともに、優れた歴史的・伝統的街並みや集落空間の保存に努めます。さらに、物的な環境条件にとどまらず、地域で求められる生活像に根ざした生活や暮らしのルールづくりを促進します。

## 5. 個性かがやく「文化創造都市」の実現

### (1) 生涯を通じた生きがい活動の推進

すべての市民が、生涯を通じて生きがいを磨き育てることのできる学習環境、文化・スポーツ環境の整備を行います。

生涯学習については、多様化する市民ニーズに的確に対応する学習機会の創出、拡充や相談体制の充実を図ります。生涯学習センターなどにおける講座プログラムや図書館・公民館事業の一層の充実を図るなど、市民の学びへの意欲を支援し、計画的な生涯学習の推進に努めます。また、事業の企画・運営に関して、市民の積極的な参加と協力を求め、市民が主体となった生涯学習活動の展開に努めます。

また、市民が生涯にわたってスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境の整備を進めます。グラウンド、体育館、プール、スポーツ公園などの体系的な施設整備に努めるとともに、指導員の育成と資質の向上により、スポーツ人口の拡大を図ります。

本市には、銅鐸の鋳型をはじめ貴重な文化財が各時代にわたり多数遺されていましたが近年失われたものも少なくありません。文化財を保存・活用する体制を強化し、後世に伝承していくとともに、市民が郷土史や有形・無形の文化財に親しむ機会を充実し、文化財の保護思想の普及に努めます。

また、市民活動の支援と相互交流の拠点となる文化施設建設の検討を行い、芸術・文化の魅力向上に向けて、様々な催しや講座の開催、市民芸術・文化イベントなど、各種活動を振興します。芸術・文化は市民の生活に豊かさをもたらすものであり、文化の享受だけでなく創造も重要です。そのため、市民の運営による創造性あふれる事業の実施に取り組んでいきます。

### (2) 豊かな心を育む教育の推進

自ら考え、自ら活動する「生きる力」の育成に向けて、教育活動の充実や地域の教育人材の活用、教職員、保護者と地域との相互理解と協力体制づくり、開かれた学校づくりの展開など、学校と地域が協働して教育の充実を図ります。

小・中学校教育においては、個性と想像力を培い、人権意識と国際感覚を養うプログラムを実施し、社会の変化に柔軟に対応できる資質に富んだ児童・生徒の育成に努めます。また、幼児教育では、公・私立幼稚園の連携のもとに心身の発達を助長する指導に努めるなど、教育環境の整備・充実を図ります。

青少年教育に関しては、青少年が地域活動やボランティア活動に自主的に参加する機会を充実させるとともに、地域活動組織を育成するなど、より広がりを持った青少年活動を展開します。

### (3) 交流と自律のまちづくり

本市における国際交流は、教育、文化・スポーツなど多方面で進展しており、今後、このような動向は一層高まるものと思われます。そのため、市民の交流ニーズに応えるとともに、都市の活力創出を図ります。

海外との相互理解を深める国際交流の軸となる姉妹・友好都市との交流事業は、市民と関係団体が中心となって、相互理解を一層深めていきます。また、国際交流と合わせて、歴史的、文化的なつながりのある国内姉妹都市との交流も深めていきます。

さらに、市民まつりや市民音楽祭などを開催し、イベントにより市の内外の人々との交流を促進し、互いに学び合える環境づくりを支援します。

これからは市民自らが自己の判断と責任で自らの生活やまちづくりに積極的に参加していくことが求められます。市民自らが自律と協働の精神で、地域や市域の様々な活動に参加するとともに、行政の政策形成過程や計画策定過程に積極的に参画し、自由かつ活発に意向を述べることは、都市の活力をみなぎらせる要因の一つです。このため、市民が自発的に市政に参画し、様々な場面で自らまちづくりの一員として参画できる体制を整備します。

## 第6章 構想の実現に向けて

市民との協働によるまちづくりを目指し、市政にかかわる情報の共有化を進めるとともに、市民参加の機会の拡充を図ります。

また、市民本位の行政運営と財政基盤の強化を図るとともに、利便性・効率性の視点から、広域行政を推進します。

### 1．市民参加の仕組みづくり

市民と行政が協力してより良い行政を展開するため、積極的な情報の公開により、お互いの信頼関係を高め、情報の共有化を進めます。また、広報広聴機能の充実、市民参加の機会の拡充や多様な市民グループなどの市政への参加の場づくりを推進します。

さらに、主体的にボランティア活動やNPO活動などに参加しやすい環境づくりを進めます。

### 2．自律的で効率的な行財政のシステムづくり

特例市の指定を受けた本市は、事務権限の移譲を今後一層進めることにより、自主性・自律性がより強化され、市民に身近な行政サービスを推進することができます。

地方分権時代にふさわしい主体的で自律的な行財政運営を推進していくため、行政評価に基づく財源の重点的・効率的な配分と計画の進行管理に取り組むとともに、弾力的で効果的な組織機構の整備と職員の資質向上に努め、行政執行体制の高度化を進めます。

また、多様化・高度化する行政需要に対応した行政を支えるため、自主財源の安定的な確保を図るなど、健全な財政運営の堅持に努めるほか、窓口でのノンストップサービス、ワンストップサービスを実現する行政の情報化と事務事業の簡素化・効率化を進めます。

### 3．広域行政の推進

交通基盤の整備や余暇時間の増大などにより、市民の日常生活圏、経済活動圏の広域化が進展しています。

このため、周辺自治体との機能分担と連携のもと、施設の相互利用や共同開催事業など様々な分野において、市民生活の利便性向上と広域的視点に立った行政運営を進めます。